

宝塚市街路樹管理計画（第1章～第4章）の変更 新旧対照表

資料4-1
250630

NO.	新ページ 番号	新	旧
1	全体	全体を「ですます調」に改めました。	「である調」
2	全体	構成の組み換え等により図表番号を順番に合わせて訂正しました。	
3	1	(1-1 10行目～) こうした現状を踏まえ、安全・安心な道路づくり、良好な都市環境の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定 <u>します。</u>	(旧版 1 ページ 1-1) こうした現状を踏まえ、安全・安心な道路づくり、良好な都市景観の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定 <u>する。</u>
4	1	(1-2 1行目～) 街路樹の有する機能と効果は、まちなかにおける景観向上や快適空間の提供など、公園等におけるみどりや空間の有する機能と効果とも共通するものがあり、街路樹と公園等のみどりは、相互に補完しながら公共空間における都市の貴重なみどりとして、機能と効果を提供しています。 <u>地域と市で公園のあり方を考える公園区計画の作成にあたっては、地域の街路樹を含めて検討を進めて行きます。</u>	(旧版 1 ページ 1-2) 街路樹の有する機能と効果は、まちなかにおける景観向上や快適空間の提供など、公園等におけるみどりや空間の有する機能と効果とも共通するものがあり、街路樹と公園等におけるみどりは、 <u>部分的に</u> 相互に補完しながら <u>も</u> 、公共空間における都市の貴重なみどりとして、 <u>景観向上その他の</u> 機能と効果を <u>提供</u> する。
5	1	(1-2) 削除しました。	(旧版 1 ページ 1-2) 公園区計画ならびに街路樹管理計画では、宝塚市全体や公園区等地域の公共空間におけるみどりのあり方について検討を行う。 特に、街路樹管理計画では、公園等におけるみどりのあり方と整合をとりつつ、宝塚市全体の街路樹のあり方を踏まえ、地域や路線等の特性に対応した街路樹のあり方について検討を行うことが重要となる。 一方、公園区計画では、公園等の機能に着目した整備・再整備、維持管理や利活用のあり方のほか、公園樹（植栽）等の管理のあり方について検討を行う。 特に、公園樹等の管理のあり方については、街路樹管理計画における検討内容、市民協働による管理への参加を踏まえ、基本的な植栽管理における共通した考えのもと、公園樹における倒木・落枝等に備えた安全管理、隣接地への越境等の問題への対応のほか、健全な生育を見据えた樹木管理等の検討を行う。

NO.	新ページ 番号	新	旧
6	1	削除し1-2に統合しました。	(旧版 2 ページ) 1-3 検討の視点 街路樹が植栽されている個々の道路空間の特性やシンボル路線等の各路線の位置づけを踏まえ、それら特性や位置づけに対応した整備・管理を行うことを基本とする。 ただし、その際、各路線（または路線を区分する各ブロック）と関連する公園区計画において、公園等と街路樹のあり方の双方の要素を踏まえた検討を行うことが重要となる。 地域の実情に対応する視点では、土地利用が密でみどりの量が少ない地域においては、街路樹は地域の貴重なみどりであり、その重要性を踏まえた整備・管理を行うことが望ましい。 公園区計画の検討に対応する視点では、市全体の街路樹管理等の基本的な方針を踏まえ、地域の意向も確認しながら、地域の公園等や街路樹のあり方を検討する。
7	2	(2-1 追記) 街路樹は、景観統合・調和機能等の景観向上機能や快適空間の提供等の緑陰形成機能、地球温暖化防止等の環境保全機能、視線誘導等の交通安全機能、火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等の防災機能等、<u>様々な機能を有しています。</u> これらに加え、<u>宝塚すみどりの基本計画に掲げられている「みどりの効果」(図2-1)により、市民協働による街路樹管理を推進することでコミュニティの醸成機能が期待できます。これを含めた街路樹機能を表2-1の通り整理しました。</u>	(旧版 2 ページ 2-1) 街路樹は、景観統合・調和機能等の景観向上機能や快適空間の提供等の緑陰形成機能、地球温暖化防止等の環境保全機能、視線誘導等の交通安全機能、火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等の防災機能等がある。 これらに加え、市民協働による街路樹管理を推進することでコミュニティの醸成機能が期待できる。

NO.	新ページ 番号	新	旧																																								
8	2	(2-1 追記) 宝塚市緑の基本計画より 緑の効果を引用、追加しました 存在効果 みどりが存在することによる効果 ～みどりの恩恵を感じ、みんなでみどりを守っていく～ ◆ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化などに寄与 ◆緑豊かな都市景観を形成し、宝塚市らしさを演出 ◆生物の生息・生育の場として生態系を保全 ◆水源涵養による水質浄化や豊かな自然環境による安らぎの提供 ◆土砂災害の緩和及び避難地や避難路として都市防災機能を向上  多様な生物の生息・生育の場 (川下川谷山) 利用効果 みどりを利用することにより得られる効果 ～みどりの面白さを楽しんで、みんなでみどりを育てていく～ ◆子どもが遊びや学び、自然を体験 ◆健康づくりやレクリエーションにより得られる心身の健康の維持 ◆スポーツや運動等の技術の習得と向上及び体力増進 ◆地域のコミュニティ活動の場として社会性の増進 ◆防災訓練の場としての活用により防災意識が向上  健康づくりや子どもの遊び場 (東広中央公園) 媒体効果 みどりに関する取組を通して生まれる効果 ～みんなの力を合わせた活動で、まちが元気になる～ ◆みどりのイベントを協働で取り組むことによる地域コミュニティの醸成促進 ◆協働でのみどりのまちづくりにより、にぎわい創出、施設集客向上、観光振興も波及 ◆地域をみどりで美しく彩る取組が、やりがいや時間づくりに寄与 ◆協働での緑化活動などにより、身近な交流が生まれ、安全なまちづくりに寄与 ◆遊びや環境教育、体験学習を通じた子どもの健全育成に寄与  環境教育の場（杉の園） <td></td>																																									
9	3	道路緑化の機能の内容を精査、修正した <table><tr><td>景観向上機能</td><td>街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和</td></tr><tr><td>緑陰形成機能</td><td>緑陰等による快適空間の提供等</td></tr><tr><td>環境保全機能</td><td>気温の調整、温室効果ガスの吸収等</td></tr><tr><td>交通安全機能</td><td>視線の誘導等</td></tr><tr><td>防災機能等</td><td>火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等</td></tr><tr><td>コミュニティの醸成機能</td><td>街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等</td></tr><tr><td>存在機能（効果）</td><td>ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の向上等</td></tr><tr><td>利用機能（効果）</td><td>日陰を提供し歩きやすい歩行空間を創出等</td></tr><tr><td>波及機能（効果）</td><td>協働でのみどりのまちづくり等</td></tr></table>	景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和	緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等	環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等	交通安全機能	視線の誘導等	防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等	コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等	存在機能（効果）	ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の向上等	利用機能（効果）	日陰を提供し歩きやすい歩行空間を創出等	波及機能（効果）	協働でのみどりのまちづくり等	街路樹の機能整理が不十分 表 2-1 道路緑化の機能（出典：道路緑化技術基準・同解説を基に作成） <table><tr><th colspan="2">従来の街路樹機能</th></tr><tr><td>景観向上機能</td><td>街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和</td></tr><tr><td>緑陰形成機能</td><td>緑陰等による快適空間の提供等</td></tr><tr><td>環境保全機能</td><td>気温の調整、温室効果ガスの吸収等</td></tr><tr><td>交通安全機能</td><td>視線の誘導等</td></tr><tr><td>防災機能等</td><td>火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等</td></tr><tr><th colspan="2">新たな(追加)街路樹機能や効果</th></tr><tr><td>コミュニティの醸成機能</td><td>街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等</td></tr><tr><td>存在機能（効果）</td><td>都市の風格を高め資産価値を高める</td></tr><tr><td>利用機能</td><td></td></tr><tr><td>波及機能</td><td></td></tr></table>	従来の街路樹機能		景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和	緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等	環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等	交通安全機能	視線の誘導等	防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等	新たな(追加)街路樹機能や効果		コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等	存在機能（効果）	都市の風格を高め資産価値を高める	利用機能		波及機能	
景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和																																										
緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等																																										
環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等																																										
交通安全機能	視線の誘導等																																										
防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等																																										
コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等																																										
存在機能（効果）	ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の向上等																																										
利用機能（効果）	日陰を提供し歩きやすい歩行空間を創出等																																										
波及機能（効果）	協働でのみどりのまちづくり等																																										
従来の街路樹機能																																											
景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和																																										
緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等																																										
環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等																																										
交通安全機能	視線の誘導等																																										
防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等																																										
新たな(追加)街路樹機能や効果																																											
コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等																																										
存在機能（効果）	都市の風格を高め資産価値を高める																																										
利用機能																																											
波及機能																																											

NO.	新ページ 番号	新	旧																														
10	3	街路樹の機能事例写真の重複を整理しました。  景観向上機能（景観統合・調和機能） ②2733号線 メタセコイア・ユリノキ  交通安全機能（視線誘導）  緑陰形成機能（緑陰による快適空間） ⑤逆瀬川米谷線（市役所前） ケヤキ  コミュニティ醸成機能 ③逆瀬川米谷線（市役所前） 図 2-2 街路樹の機能	（旧版 4 ページ）街路樹の機能事例写真で同一機能写真が重複している  景観向上機能（景観統合・調和機能） ②2733号線 メタセコイア・ユリノキ  交通安全機能（視線誘導）  緑陰形成機能（緑陰による快適空間） ⑤逆瀬川米谷線（市役所前） ケヤキ  景観向上機能（景観統合・調和機能） 市道 3259号線-2 アメリカカワ  防災機能 https://www.hitohaku.jp/publication/news  コミュニティ醸成機能																														
11	5	宝塚市の街路樹が抱える問題事例写真の重複を整理しました。  大木化・老木化 根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足 ⑤逆瀬川米谷線 ケヤキ 	（旧版 6～7ページ） 宝塚市の街路樹が抱える問題で同一症状の事例写真重複を整理する <table><tr><td>大木化・老木化 根系の肥大</td><td></td><td>大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） ④安藤通津雄 ケヤキ</td><td>生育不良</td><td></td><td>樹幹腐敗 ⑧565号線 シラカシ</td></tr><tr><td>大木化・老木化 根系の肥大</td><td></td><td>大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足</td><td>生育不良</td><td></td><td>樹幹腐敗による平庭発生 ⑩501号線 ケヤキ</td></tr><tr><td>大木化・老木化 根系の肥大</td><td></td><td>大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足 ②700号線 マチバシイ</td><td>その他</td><td></td><td>樹幹腐敗への食い込み ⑪521号線 クロガネモサ</td></tr><tr><td>大木化・老木化 根系の肥大</td><td></td><td>大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足 ⑤逆瀬川米谷線 ケヤキ</td><td>その他</td><td></td><td>二級河原へ枝の食い込み ⑬519号線 シダレザクラ</td></tr><tr><td>過密化 周辺構造物との競合</td><td></td><td>過密化・周辺構造物との競合 歩道有効幅員不十分・周辺建物等 富山本町線 ユリノキ</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） ④安藤通津雄 ケヤキ	生育不良		樹幹腐敗 ⑧565号線 シラカシ	大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足	生育不良		樹幹腐敗による平庭発生 ⑩501号線 ケヤキ	大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足 ②700号線 マチバシイ	その他		樹幹腐敗への食い込み ⑪521号線 クロガネモサ	大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足 ⑤逆瀬川米谷線 ケヤキ	その他		二級河原へ枝の食い込み ⑬519号線 シダレザクラ	過密化 周辺構造物との競合		過密化・周辺構造物との競合 歩道有効幅員不十分・周辺建物等 富山本町線 ユリノキ			
大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） ④安藤通津雄 ケヤキ	生育不良		樹幹腐敗 ⑧565号線 シラカシ																												
大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足	生育不良		樹幹腐敗による平庭発生 ⑩501号線 ケヤキ																												
大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足 ②700号線 マチバシイ	その他		樹幹腐敗への食い込み ⑪521号線 クロガネモサ																												
大木化・老木化 根系の肥大		大木化・根系の肥大 （樹幹断面積の減少） 根上り・歩道有効幅員不足 ⑤逆瀬川米谷線 ケヤキ	その他		二級河原へ枝の食い込み ⑬519号線 シダレザクラ																												
過密化 周辺構造物との競合		過密化・周辺構造物との競合 歩道有効幅員不十分・周辺建物等 富山本町線 ユリノキ																															

NO.	新ページ 番号	新	旧																																																												
12	6	(2-3-1 1行目～) 管理している道路の内、街路樹（ <u>高中低木</u> ）が植栽されている路線は276路線あり、高木が約7000本植栽されています。高木等は緑量確保に重点をおいた樹種が全国的に整備されており、本市においても、ケヤキやサクラなど生長が早く、大木化する樹種が多く植栽 <u>されてきました。</u>	(旧版 8ページ) 本市が管理している道路の内、街路樹（ 高中木 ）が植栽されている路線は276路線あり、高木が約7000本植栽されている。高木等は緑量確保を重点とした樹種が全国的に整備されており、本市においても、ケヤキやサクラなど生長が早く、大木化する樹種が多く植栽 されてきた。																																																												
13	7	(2-3-2 1行目～) 維持管理は、通常管理や日常点検、また緊急時点検を行っています。通常管理では一般的に定期的な高木や低木等の剪定、落葉清掃等を実施し、その他、必要に応じて病虫害防除、除草、不要支柱撤去、枯損樹木の伐採等を実施 <u>しています。</u>	(旧版 9ページ) 本市が 実施している 維持管理は、通常管理や日常点検、また緊急時点検を行っている。通常管理では一般的に定期的な高木や低木等の剪定、落葉清掃、 灌水作業 等を実施し、その他、必要に応じて病虫害防除、除草、不要支柱撤去、枯損樹木の伐採等を実施 している。																																																												
14	7	(2-3-2) 内容を精査し表を差し替えました。 <table><tr><th colspan="2">作業区分</th><th>管理内容</th><th>作業時期・頻度</th></tr><tr><td rowspan="7">通常管理</td><td>高木剪定</td><td>・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定</td><td>毎年・隔年・不定期等</td></tr><tr><td>低木等剪定</td><td>・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定</td><td>年に2～4回</td></tr><tr><td>病虫害防除</td><td>・ 薬剤散布（予防散布は除く）</td><td>必要に応じて</td></tr><tr><td>除草</td><td>・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で生長した雑草も対象</td><td>年に2～4回</td></tr><tr><td>落葉清掃</td><td>・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている</td><td>適宜</td></tr><tr><td>育成管理</td><td>・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥</td><td>適宜</td></tr><tr><td>日常点検</td><td>・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検</td><td>日常的に実施</td></tr><tr><td>緊急時点検</td><td>・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去</td><td>災害時・異常発生時</td></tr></table>	作業区分		管理内容	作業時期・頻度	通常管理	高木剪定	・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年・隔年・不定期等	低木等剪定	・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回	病虫害防除	・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて	除草	・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で生長した雑草も対象	年に2～4回	落葉清掃	・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜	育成管理	・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜	日常点検	・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施	緊急時点検	・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時	(旧版 9ページ) <table><tr><th>作業区分</th><th>管理内容</th><th>作業時期・頻度</th></tr><tr><td rowspan="7">通常管理</td><td>高木剪定</td><td>・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定</td><td>毎年：14路線 隔年：26路線 その他：定期なし</td></tr><tr><td>低木等剪定</td><td>・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定</td><td>年に2～4回</td></tr><tr><td>病虫害防除</td><td>・ 薬剤散布（予防散布は除く）</td><td>必要に応じて</td></tr><tr><td>除草</td><td>・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で成長した雑草についても対象</td><td>年に2～4回</td></tr><tr><td>落葉清掃</td><td>・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている</td><td>適宜</td></tr><tr><td>灌水</td><td>・ 晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象</td><td>夏季を中心に年5～10回を目安に適宜</td></tr><tr><td>育成管理</td><td>・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥</td><td>適宜</td></tr><tr><td>日常点検</td><td>・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検</td><td>日常的に実施</td></tr><tr><td>緊急時点検</td><td>・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去</td><td>災害時・異常発生時</td></tr></table>	作業区分	管理内容	作業時期・頻度	通常管理	高木剪定	・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年：14路線 隔年：26路線 その他：定期なし	低木等剪定	・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回	病虫害防除	・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて	除草	・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で成長した雑草についても対象	年に2～4回	落葉清掃	・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜	灌水	・ 晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象	夏季を中心に年5～10回を目安に適宜	育成管理	・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜	日常点検	・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施	緊急時点検	・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時
作業区分		管理内容	作業時期・頻度																																																												
通常管理	高木剪定	・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年・隔年・不定期等																																																												
	低木等剪定	・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回																																																												
	病虫害防除	・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて																																																												
	除草	・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で生長した雑草も対象	年に2～4回																																																												
	落葉清掃	・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜																																																												
	育成管理	・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜																																																												
	日常点検	・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施																																																												
緊急時点検	・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時																																																													
作業区分	管理内容	作業時期・頻度																																																													
通常管理	高木剪定	・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年：14路線 隔年：26路線 その他：定期なし																																																												
	低木等剪定	・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回																																																												
	病虫害防除	・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて																																																												
	除草	・ 植栽樹、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で成長した雑草についても対象	年に2～4回																																																												
	落葉清掃	・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜																																																												
	灌水	・ 晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象	夏季を中心に年5～10回を目安に適宜																																																												
	育成管理	・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜																																																												
日常点検	・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施																																																													
緊急時点検	・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時																																																													

NO.	新ページ 番号	新	旧																																																																																																														
15	8	(1行目～) 下記の説明文を追加しました。 <u>以下に高木が植栽されている40路線を整理しました。調査対象とした38路線(表2-3参照)以外に、市道2514号線(御所水路)、市道1025号線(阪急中山観音駅前)に植栽されたシダレヤナギがあり、共に各1本のみで年間2回の剪定管理を実施しています。中低木は表2-4に整理した57路線で、合計面積28,167㎡を対象とし、樹種特性に応じて2～4回/年の剪定を実施しています。</u>	(旧版 10ページ)																																																																																																														
16	8・9	掲載表の内容を精査し、街路樹の規模がわかるよう植栽延長を表に追加、剪定間隔を修正しました。 <table><tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>植栽延長 (m)</th><th>樹種</th><th>剪定本数</th><th>剪定間隔 (年)</th></tr><tr><td>①</td><td>2828 号線</td><td>1,070</td><td>サルスベリ</td><td>132</td><td>2</td></tr><tr><td>②</td><td>2737 号線</td><td>760</td><td>サルスベリ</td><td>132</td><td>2</td></tr><tr><td>③</td><td>859 号線</td><td>150</td><td>シダレサクラ</td><td>21</td><td>不定期</td></tr><tr><td>④</td><td>226 号線</td><td>120</td><td>サルスベリ</td><td>12</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">⑤</td><td rowspan="3">逆瀬川米谷線</td><td rowspan="3">1,400</td><td rowspan="3">ケヤキ</td><td>右岸のみ17本</td><td rowspan="3">2</td></tr><tr><td>右岸のみ88本</td></tr><tr><td>1</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr></table>	番号	路線名	植栽延長 (m)	樹種	剪定本数	剪定間隔 (年)	①	2828 号線	1,070	サルスベリ	132	2	②	2737 号線	760	サルスベリ	132	2	③	859 号線	150	シダレサクラ	21	不定期	④	226 号線	120	サルスベリ	12	1	⑤	逆瀬川米谷線	1,400	ケヤキ	右岸のみ17本	2	右岸のみ88本	1					2		(旧版 10～11ページ) 表の整理内容の不足、剪定作業の実施間隔が読み取れない <table><tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>樹種</th><th>規格</th><th>剪定本数</th><th>年間委託</th><th>剪定間隔 (年)</th></tr><tr><td>①</td><td>2828 号線</td><td>サルスベリ</td><td>< 60</td><td>132</td><td>○</td><td>2</td></tr><tr><td>②</td><td>2737 号線</td><td>サルスベリ</td><td>< 60</td><td>132</td><td>○</td><td>2</td></tr><tr><td>③</td><td>859 号線</td><td>シダレサクラ</td><td>< 60</td><td>21</td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td>226 号線</td><td>サルスベリ</td><td>< 60</td><td>12</td><td>○</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">⑤</td><td rowspan="3">逆瀬川米谷線</td><td rowspan="3">ケヤキ</td><td>< 60</td><td>右岸のみ17本</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">2</td></tr><tr><td><120</td><td>右岸のみ88本</td></tr><tr><td><180</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">⑥</td><td rowspan="3">逆瀬川仁川線</td><td rowspan="3">ケヤキ</td><td>< 60</td><td>2</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">2</td></tr><tr><td><120</td><td>2</td></tr><tr><td><120</td><td>4</td></tr><tr><td rowspan="2">⑦</td><td rowspan="2">344 号線</td><td rowspan="2">ケヤキ</td><td>< 60</td><td>5</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">不定期</td></tr><tr><td><120</td><td>8</td></tr></table>	番号	路線名	樹種	規格	剪定本数	年間委託	剪定間隔 (年)	①	2828 号線	サルスベリ	< 60	132	○	2	②	2737 号線	サルスベリ	< 60	132	○	2	③	859 号線	シダレサクラ	< 60	21			④	226 号線	サルスベリ	< 60	12	○	1	⑤	逆瀬川米谷線	ケヤキ	< 60	右岸のみ17本		2	<120	右岸のみ88本	<180	1	⑥	逆瀬川仁川線	ケヤキ	< 60	2		2	<120	2	<120	4	⑦	344 号線	ケヤキ	< 60	5		不定期	<120	8
番号	路線名	植栽延長 (m)	樹種	剪定本数	剪定間隔 (年)																																																																																																												
①	2828 号線	1,070	サルスベリ	132	2																																																																																																												
②	2737 号線	760	サルスベリ	132	2																																																																																																												
③	859 号線	150	シダレサクラ	21	不定期																																																																																																												
④	226 号線	120	サルスベリ	12	1																																																																																																												
⑤	逆瀬川米谷線	1,400	ケヤキ	右岸のみ17本	2																																																																																																												
				右岸のみ88本																																																																																																													
				1																																																																																																													
				2																																																																																																													
番号	路線名	樹種	規格	剪定本数	年間委託	剪定間隔 (年)																																																																																																											
①	2828 号線	サルスベリ	< 60	132	○	2																																																																																																											
②	2737 号線	サルスベリ	< 60	132	○	2																																																																																																											
③	859 号線	シダレサクラ	< 60	21																																																																																																													
④	226 号線	サルスベリ	< 60	12	○	1																																																																																																											
⑤	逆瀬川米谷線	ケヤキ	< 60	右岸のみ17本		2																																																																																																											
			<120	右岸のみ88本																																																																																																													
			<180	1																																																																																																													
⑥	逆瀬川仁川線	ケヤキ	< 60	2		2																																																																																																											
			<120	2																																																																																																													
			<120	4																																																																																																													
⑦	344 号線	ケヤキ	< 60	5		不定期																																																																																																											
			<120	8																																																																																																													
17	10	現況調査路線図のページを移動しました。	(旧版 16ページ)																																																																																																														
18	11～14	宝塚市の街路樹では低木植栽路線が多く、管理計画の重要な視点となることから一覧表を丁寧に再整理した	(旧版 11ページ) 低木の表が突然現れることに違和感がある																																																																																																														
19	15～17	掲載順序を組み替えました。	(旧版 13～16ページ) 掲載順序がおかしい																																																																																																														

NO.	新ページ 番号	新	旧
20	15	3-1 1行目～ <u>街路樹現況調査は街路樹の整備状況、ならびに管理状況を把握し、問題点等を抽出することを目的とし、宝塚市が継続的に高木の剪定管理を実施する市道40路線の中から、単木のみ2路線を除外した38路線を対象に、各路線10本（標準）を選定し、高木1本毎に図3-1の樹木点検項目を調査、その結果を机上作業で定量分析を行い、「健全度、外観診断の必要性、剪定処置の必要性等」の判定を行います。</u> <u>調査の実施にあたって、調査チームによる目合わせを実施し、その後各チームで調査を分担し最後に全路線を樹木医が点検成果の確認をおこない、必要な修正加筆をおこないます。</u> <u>対象38路線の中には、植替えが行われている路線が複数あり、その場合は植替え実施前の樹種（大木化した樹木）を対象に調査を実施します。</u>	（旧版 13ページ） 宝塚市が継続的に高木の剪定管理を実施する市道40路線の中から、単木のみ2路線を除外した38路線を対象に、各路線10本（標準）を選定し、高木1本毎に図3-3の樹木点検項目を調査、その結果を机上作業で定量分析を行い、健全度、精密診断の必要性、剪定処置の必要性等の判定を行う。
21	17	（■道路構造調査項目 1行目）に追加記載しました。 <u>現況調査では、車道を含めた道路の断面構成を調査した。歩道有効幅員は植樹樹縁石部を歩行可能空間と捉え、官民境界から植樹樹内側までを歩道有効幅員としました。</u>	（旧版 13ページ）
22	18	（3-2 現況調査結果）前文を全面的に見直し修正しました。 <u>各路線の調査対象樹種、調査本数は表3-1の通りで、合計調査本数は359本となり、点検結果で異常をチェックされた項目数を路線ごとに集計した結果を表3-2にまとめました。</u>	（旧版 15ページ） 現況調査は宝塚市が継続的に高木の剪定管理を実施する市道40路線の中から、単木のみ2路線を除外した38路線を対象に調査を実施した。 調査の実施にあたって、調査チームによる目合わせを実施し、その後各チームで調査を分担し最後に全路線を樹木医が点検成果の確認をおこない、必要な修正加筆をおこなった。 対象38路線の中には、植替えが行われている路線が複数あり、その場合は植替えられていない樹種（大木化した樹木）を対象に調査を実施した。

NO.	新ページ 番号	新	旧																																																																																																																																																																																																																																					
23	18	(3-2) 表3-1に公園区名を追加しました。 <table><tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>樹種(台帳)</th><th>公園区</th><th>樹木点検 樹種名</th><th>調査 本数</th></tr><tr><td>①</td><td>2828 号線</td><td>サルスベリ</td><td>逆瀬台</td><td>サルスベリ</td><td>10</td></tr><tr><td>②</td><td>2737 号線</td><td>サルスベリ</td><td>逆瀬台</td><td>サルスベリ</td><td>10</td></tr><tr><td>③</td><td>859 号線</td><td>シダレザクラ</td><td>宝塚第一</td><td>シダレザクラ</td><td>10</td></tr><tr><td>④</td><td>226 号線</td><td>サルスベリ</td><td>西山</td><td>イロハモミジ</td><td>6</td></tr><tr><td>⑤</td><td>逆瀬川米谷線</td><td>ケヤキ</td><td>末広・美座</td><td>ケヤキ</td><td>10</td></tr><tr><td>⑥</td><td>逆瀬川仁川線</td><td>ケヤキ</td><td>末広</td><td>ケヤキ</td><td>4</td></tr><tr><td>⑦</td><td>344 号線</td><td>ケヤキ</td><td>宝塚第一</td><td>ケヤキ</td><td>8</td></tr></table>	番号	路線名	樹種(台帳)	公園区	樹木点検 樹種名	調査 本数	①	2828 号線	サルスベリ	逆瀬台	サルスベリ	10	②	2737 号線	サルスベリ	逆瀬台	サルスベリ	10	③	859 号線	シダレザクラ	宝塚第一	シダレザクラ	10	④	226 号線	サルスベリ	西山	イロハモミジ	6	⑤	逆瀬川米谷線	ケヤキ	末広・美座	ケヤキ	10	⑥	逆瀬川仁川線	ケヤキ	末広	ケヤキ	4	⑦	344 号線	ケヤキ	宝塚第一	ケヤキ	8	(旧版 17ページ 表3-1) 街路樹の地区ごとのデータも整理できないか																																																																																																																																																																																					
番号	路線名	樹種(台帳)	公園区	樹木点検 樹種名	調査 本数																																																																																																																																																																																																																																			
①	2828 号線	サルスベリ	逆瀬台	サルスベリ	10																																																																																																																																																																																																																																			
②	2737 号線	サルスベリ	逆瀬台	サルスベリ	10																																																																																																																																																																																																																																			
③	859 号線	シダレザクラ	宝塚第一	シダレザクラ	10																																																																																																																																																																																																																																			
④	226 号線	サルスベリ	西山	イロハモミジ	6																																																																																																																																																																																																																																			
⑤	逆瀬川米谷線	ケヤキ	末広・美座	ケヤキ	10																																																																																																																																																																																																																																			
⑥	逆瀬川仁川線	ケヤキ	末広	ケヤキ	4																																																																																																																																																																																																																																			
⑦	344 号線	ケヤキ	宝塚第一	ケヤキ	8																																																																																																																																																																																																																																			
24	19	(表-2に移動) 「維持管理の処置が必要」は、支柱の撤去等が必要なものがあるため、「維持管理の処置が必要」の項目は削除しました。 <table><tr><th rowspan="2">路線 番号</th><th rowspan="2">調査 本数</th><th colspan="6">①維持管理上の問題</th><th colspan="3">②活力点検</th><th colspan="6">③樹木の異常</th><th colspan="2">点検結果</th></tr><tr><th>建築限界越(車道側)</th><th>建築限界越(歩道側)</th><th>道路施設との競合</th><th>支柱直し・撤去</th><th>太枝枯れ・折れ</th><th>根上がり・舗装クラック</th><th>葉の異常の有無</th><th>先端枝の枯れ</th><th>枯死・著しい衰弱</th><th>キノコの有無</th><th>開口空洞</th><th>樹皮枯死・欠損・腐朽</th><th>病虫害(穿孔痕、フラス)</th><th>揺れ</th><th>不自然な傾斜</th><th>概ね良好・異常なし</th><th>樹木の 外観診断が必要</th></tr><tr><td>①</td><td>10</td><td>9</td><td>7</td><td>2</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>②</td><td>10</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>③</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>8</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>④</td><td>6</td><td>0</td><td>6</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td></tr></table>	路線 番号	調査 本数	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果		建築限界越(車道側)	建築限界越(歩道側)	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の異常の有無	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害(穿孔痕、フラス)	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	樹木の 外観診断が必要	①	10	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0	②	10	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	0	③	10	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	0	④	6	0	6	1	5	2	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	6	0	(旧版 19ページ 表3-3) 点検結果表に「概ね良好・異常なし」であっても「維持管理の処置が必要」となるのはおかしい <table><tr><th rowspan="2">路線 番号</th><th rowspan="2">調査 本数</th><th colspan="6">①維持管理上の問題</th><th colspan="3">②活力点検</th><th colspan="6">③樹木の異常</th><th colspan="2">点検結果</th></tr><tr><th>建築限界越(車道側)</th><th>建築限界越(歩道側)</th><th>道路施設との競合</th><th>支柱直し・撤去</th><th>太枝枯れ・折れ</th><th>根上がり・舗装クラック</th><th>葉の異常の有無</th><th>先端枝の枯れ</th><th>枯死・著しい衰弱</th><th>キノコの有無</th><th>開口空洞</th><th>樹皮枯死・欠損・腐朽</th><th>病虫害(穿孔痕、フラス)</th><th>揺れ</th><th>不自然な傾斜</th><th>概ね良好・異常なし</th><th>維持管理の 処置が必要</th><th>樹木の 外観診断が必要</th></tr><tr><td>①</td><td>10</td><td>9</td><td>7</td><td>2</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>②</td><td>10</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>③</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>8</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>④</td><td>6</td><td>0</td><td>6</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>5</td><td>0</td></tr></table>	路線 番号	調査 本数	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果		建築限界越(車道側)	建築限界越(歩道側)	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の異常の有無	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害(穿孔痕、フラス)	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	維持管理の 処置が必要	樹木の 外観診断が必要	①	10	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10	8	0	②	10	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0	③	10	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0	④	6	0	6	1	5	2	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	6	5	0
路線 番号	調査 本数	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果																																																																																																																																																																																																																							
		建築限界越(車道側)	建築限界越(歩道側)	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の異常の有無	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害(穿孔痕、フラス)	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	樹木の 外観診断が必要																																																																																																																																																																																																																						
①	10	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0																																																																																																																																																																																																																						
②	10	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	0																																																																																																																																																																																																																						
③	10	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	0																																																																																																																																																																																																																						
④	6	0	6	1	5	2	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	6	0																																																																																																																																																																																																																						
路線 番号	調査 本数	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果																																																																																																																																																																																																																							
		建築限界越(車道側)	建築限界越(歩道側)	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の異常の有無	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害(穿孔痕、フラス)	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	維持管理の 処置が必要	樹木の 外観診断が必要																																																																																																																																																																																																																					
①	10	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10	8	0																																																																																																																																																																																																																					
②	10	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0																																																																																																																																																																																																																					
③	10	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0																																																																																																																																																																																																																					
④	6	0	6	1	5	2	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	6	5	0																																																																																																																																																																																																																					
25	22	(3-2-2 1行目～) 樹木点検の結果から、「根上がり・舗装クラック」の発生が50%を超える路線を抽出すると表3-4の通り11路線となりました。	(旧版 22ページ) 樹木点検の結果から、半数以上で「根上がり・舗装クラック」を確認した路線を抽出すると表3-5の通り11路線となった。																																																																																																																																																																																																																																					
26	22	(3-2-2) 内容が一致していない説明文を削除しました。	肥大生長について文章と表の内容が一致していない 中でも⑩市道2679号線(アメリカフウ)、⑮市道2710号線(イスノキ)、⑯市道2700号線(マテバシイ)、⑰市道2691号線(ケヤキ)、⑳市道3094号線(マテバシイ)の5路線では80%以上で「根上がり・舗装クラック」を確認した。																																																																																																																																																																																																																																					

NO.

新ページ
番号

27

22

新

(表3-4)

点検結果を入れると混乱することから、点検結果の行を削除しました。

路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果		
	建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕、フラス）	揺れ	不自然な傾斜			
⑨	5	2	2	0	0	5	0	0	0	0	2	0	2	0	0	10	0	0
⑬	1	2	3	0	7	7	0	3	0	0	1	1	3	0	0	10	0	0
⑯	0	6	2	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0

旧

(旧版 22ページ)

路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果		
	建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕、フラス）	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	維持管理の処置が必要	樹木の外観診断が必要
⑨	5	2	2	0	0	5	0	0	0	0	2	0	2	0	0	10	0	0
⑬	1	2	3	0	7	7	0	3	0	0	1	1	3	0	0	10	0	0
⑯	0	6	2	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0

28

23

新

(表3-5)

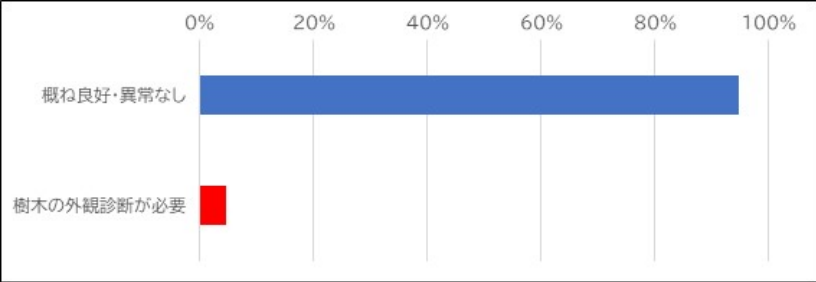
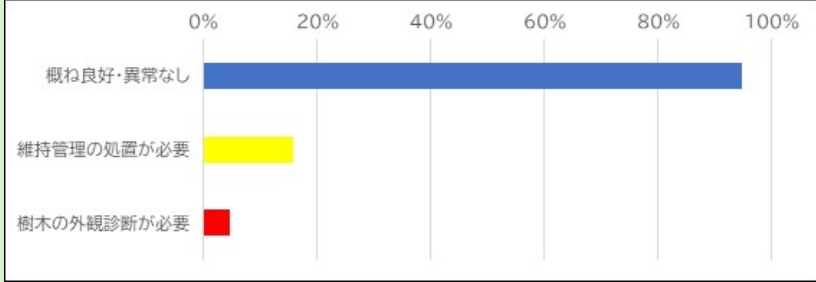
点検結果を入れると混乱することから、点検結果の行を削除しました。

路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果		
	建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕、フラス）	揺れ	不自然な傾斜			
①	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8	0
②	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0
③	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0
④	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	9	0

旧

(旧版 23ページ)

路線番号	①維持管理上の問題						②活力点検			③樹木の異常						点検結果		
	建築限界越（車道側）	建築限界越（歩道側）	道路施設との競合	支柱直し・撤去	太枝枯れ・折れ	根上がり・舗装クラック	葉の状態	先端枝の枯れ	枯死・著しい衰弱	キノコの有無	開口空洞	樹皮枯死・欠損・腐朽	病虫害（穿孔痕、フラス）	揺れ	不自然な傾斜	概ね良好・異常なし	維持管理の処置が必要	樹木の外観診断が必要
①	9	7	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8	0
②	9	4	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	10	10	0
③	10	10	5	10	8	2	6	9	0	3	0	1	2	1	0	10	10	0
④	2	9	0	9	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	10	9	0

NO.	新ページ 番号	新	旧
29	25	(図3-6) グラフの中から「維持管理の処置が必要」を削除しました。 	(旧版 25ページ 図3-6) 
30	25	(3-2-4) 図3-6に番号変更、タイトル名称を変更しました。 図3-6 支障発生割合	(旧版 25ページ 図3-7) 図3-7 何らかの支障発生割合
31	26	(3-2-4) 図3-7に番号変更、タイトル名称を変更しました。 図3-7 支障発生割合 (建築限界越えを除く)	(旧版 26ページ 図3-8) 図3-8 何らかの支障発生割合 (建築限界越えを除く)
32	26	(3-2-4) 図3-8に番号変更、タイトル名称を変更しました。 図3-8 路線別支障発生割合	(旧版 26ページ 図3-9) 図3-9 路線別何らかの支障発生件数
33	27	(【不要支柱の撤去が必要な路線】) 通常管理で対応できるため項目を削除しました。	(旧版 27ページ) 【不要支柱の撤去が必要な路線】
34	28	(3-2-5) 名称変更ならびに内容を修正しました。 <u>3-2-5 道路構造調査結果</u> <u>調査結果を集計した結果を「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」(図3-10)により、車いすが相互にすれ違える歩道有効幅員2.0mを指標に区分すると表3-7の通りとなり、歩道有効幅員2.0m以上の路線は14路線あり、半数以上が有効幅員2.0未満の狭幅員歩道となっています。</u>	(旧版 28ページ 3-2-5歩行空間) 3-2-5 歩行空間 現況調査では車道を含めた道路の断面構成を調査した。歩道有効幅員は図3-10の通り、植樹柵の縁石部を歩行可能空間と捉え、官民境界から植樹柵縁石内側までを歩道有効幅員とした。 調査結果を集計した結果を「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」により、車いす通しがすれ違える歩道有効幅員2.0mを基準にすると表3-9の通りとなり、歩道有効幅員2.0m以上の路線は14路線にすぎず、半数以上が有効幅員2.0未満の狭幅員歩道である。

NO.	新ページ 番号	新	旧
35	36	(狭小な歩道幅員 2行目～ 用語の整理ほか) 歩道有効幅員2.0m未満が21路線(表3-9参照)存在し、全般に狭幅員の歩道が多い。本市はおおむね阪急宝塚線以北及び今津線以西の山麓市街地、南側の平野部が南部市街地と位置付けられ、山麓市街地は傾斜の強い路線(坂道が多い)で、歩行者の徒歩移動も少なく、自転車の通行量も少ない。南部市街地は歩行者、自転車共に通行量が多く歩道幅員の狭小が問題となっています。	(旧版 36ページ) 歩道有効幅員2.0m未満が21路線(表3-9参照)存在し、全般に狭幅員の歩道が多い。本市はおおむね阪急宝塚線を境に北側が山麓部、南側が平野部と位置付けられ、山麓部は傾斜の強い路線(坂道が多い)で、歩行者の徒歩移動も少なく、自転車の通行量も少ない。平野部ではその逆で特に自転車の通行量が多い傾向にある。
36	36	(根上がり、舗装クラックの発生 2行目～ 評価基準の見直し) 街路樹の根が、植栽帯を超えて大きく生長し、歩道や車道等で根上りによる段差が発生し、平坦性が失われ、歩行者等の安全な通行の妨げとなっている路線(11路線で50%超の発生)が多く見られました。	(旧版 36ページ) 街路樹の根が、植栽帯を超えて大きく生長し、歩道や車道等で根上りによる段差が発生し、平坦性が失われ、歩行者等の安全な通行の妨げとなっている路線が多く発生している。根上りが多く発生している路線は、⑬市道2679号線(アメリカフウ)、⑮市道2710号線(イスノキ)、⑯市道2700号線(マテバシイ)、⑰市道2691号線(ケヤキ)、⑱市道3094号線(マテバシイ)の5路線で、発生率が80%を超えている。
37	37	(タイトルの変更) (3) 倒木や落枝発生の危険性	(旧版 37ページ) (3) 落枝発生の危険性
38	39	3-6 街路樹の課題を再整理して4章から移動しました。 ①歩道有効幅員不足 ・狭小な歩道幅員 ②街路樹に起因する歩道の損傷 ・樹木の生長・植栽基盤容量不足による根上りによる舗装クラック、縁石等不陸の発生 ③樹木の過大生長 ・樹木の過大生長による落枝発生の危険性・植栽の過密化 ④維持管理費の不足 ・維持管理費の不足で毎年の剪定管理が困難な状況 ⇒建築限界確保が困難、強剪定による景観悪化 ⇒今後も維持管理費の縮減傾向が強い(低木管理費の比重が高い) ⑤住民参加意欲が低い ・アンケート調査結果より量的には満足、質的には課題がある ・市民の街路樹管理への参加意欲は低い	(旧版 40ページ) 【課題】 ・狭小な歩道幅員 ・樹木の生長・植栽基盤の容量不足による根上り・舗装クラックの発生 ・樹木の過大生長による落枝発生の危険性・植栽の過密化 ・維持管理費の不足で毎年の剪定管理が困難な状況である ⇒建築限界確保が困難、強剪定による景観悪化 ⇒今後も維持管理費の縮減傾向が強い ⇒低木管理費の比重が高い ・アンケート調査結果より量的には満足、質的には課題がある ・市民の街路樹管理への参加意欲は低い
39	40	(タイトル変更) 4-1-1 街路樹管理の基本目標に修正しました。	(旧版 40ページ) 4-1-1 街路樹管理の基本方針

新ページ 番号		新	旧																																														
40	41	(4-1-2) 審議会のご指摘を受け、重要度、関連する課題を踏まえて内容精査、順序を入替えました。 (1) 公園区計画との連携による街路樹の適正化 <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>①歩道有効幅員不足</td><td>②街路樹に起因する歩道の損傷</td><td>③樹木の過大生長</td></tr><tr><td></td><td>④維持管理費の不足</td><td>⑤住民参加意識が低い</td><td></td></tr></table> 公園区を一つの区域として、公園区における街路樹の量、公園緑地のみどりの量に着目し、相互補完の関係性のもと整理をするという考え方で適正化を図ります。 (2) 安全で安心な道路づくり <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>①歩道有効幅員不足</td><td>②街路樹に起因する歩道の損傷</td><td>③樹木の過大生長</td></tr><tr><td></td><td>④維持管理費の不足</td><td></td><td></td></tr></table> 本市の街路樹は、歩道幅員が2.0m未満の狭小な歩道に街路樹が多く植えられており、すれ違いが困難であるほか、根上りによる歩道空間の安全性が担保できていない現状があり、道路整備にかかる各種計画と整合を図りつつ、有効歩道幅員に基づく街路樹のあり方を検討します。また、樹木の腐朽、老木化等により倒木の恐れがある場合は、伐採・植替えを行い、根上りが顕著な路線は、伐採・植替えならびに歩道の改修に努めます。 (3) 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市環境形成 <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>①歩道有効幅員不足</td><td>②街路樹に起因する歩道の損傷</td><td>③樹木の過大生長</td></tr><tr><td></td><td>④維持管理費の不足</td><td>⑤住民参加意識が低い</td><td></td></tr></table> 街路樹は街の景観形成や環境保全等に大きく貢献しています。街路樹はみどりの景観を創出し、その緑陰は歩行者に快適な空間を提供する不可欠なものとなっており、上質な街路樹景観を形成していくことは都市の魅力向上に寄与するものであり、良好な都市景観形成に努めます。 (4) 街路樹を通した市民コミュニティ醸成 <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>④維持管理費の不足</td><td>⑤住民参加意識が低い</td><td></td></tr></table> 現在、本市で活動する市民や企業により構成される道路アドプトは14団体、市内の公園や街路で緑化活動を行っている緑化団体は119団体となっており、みどりの管理を地域が担ってもらうことで、地域コミュニティの醸成が図られ、緑化への愛着がうまれています。また、市民花壇や街路樹への市民参加は、道路管理課、公園河川課がそれぞれの要綱で運営しており、統一されたルールが示されていないことがボランティア活動参加への障壁となっていると考えられるため、協働のルール作りを検討します。 (5) 効果的な維持管理の実施 <table><tr><td>対応する主な課題</td><td>②街路樹に起因する歩道の損傷</td><td>③樹木の過大生長</td><td>④維持管理費の不足</td></tr></table> 街路樹の維持管理に関して、適切な管理を行うための予算が年々減少してきており、現在の維持管理を継続して行うことが困難になってきています。また、現在の発注体系では年度毎に異なる業者が剪定作業を請け負っており、計画的な街路樹管理（街路樹を育てること、生長による樹形を予測した剪定など）が出来ていない状況にあります。今後、市職員が減少していく中、より効果的な維持管理手法を導入していく必要があります。	対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の損傷	③樹木の過大生長		④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い		対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の損傷	③樹木の過大生長		④維持管理費の不足			対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の損傷	③樹木の過大生長		④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い		対応する主な課題	④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い		対応する主な課題	②街路樹に起因する歩道の損傷	③樹木の過大生長	④維持管理費の不足	(旧版 41ページ) 基本方針 1 安全で安心な道路づくり 基本方針 2 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成 基本方針 3 効果的な維持管理の実施 基本方針 4 公園区計画との連携による街路樹の適正化 基本方針 5 街路樹を通した市民コミュニティ醸成 <table><tr><th>課題</th><th>基本方針・課題解決施策</th></tr><tr><td>狭小な歩道幅員</td><td>安全で安心な道路づくり</td></tr><tr><td>樹木の生長・植栽基盤容量不足(根上り)</td><td>宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成</td></tr><tr><td>樹木の過大生長(落葉落枝・過密化)</td><td>効果的な維持管理の実施</td></tr><tr><td>維持管理費の不足</td><td>公園区計画との連携による街路樹の適正化</td></tr><tr><td>質的課題(アンケート結果)</td><td>街路樹を通した市民コミュニティ醸成</td></tr><tr><td>市民参加意欲</td><td></td></tr></table>	課題	基本方針・課題解決施策	狭小な歩道幅員	安全で安心な道路づくり	樹木の生長・植栽基盤容量不足(根上り)	宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成	樹木の過大生長(落葉落枝・過密化)	効果的な維持管理の実施	維持管理費の不足	公園区計画との連携による街路樹の適正化	質的課題(アンケート結果)	街路樹を通した市民コミュニティ醸成	市民参加意欲	
対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の損傷	③樹木の過大生長																																														
	④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い																																															
対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の損傷	③樹木の過大生長																																														
	④維持管理費の不足																																																
対応する主な課題	①歩道有効幅員不足	②街路樹に起因する歩道の損傷	③樹木の過大生長																																														
	④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い																																															
対応する主な課題	④維持管理費の不足	⑤住民参加意識が低い																																															
対応する主な課題	②街路樹に起因する歩道の損傷	③樹木の過大生長	④維持管理費の不足																																														
課題	基本方針・課題解決施策																																																
狭小な歩道幅員	安全で安心な道路づくり																																																
樹木の生長・植栽基盤容量不足(根上り)	宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成																																																
樹木の過大生長(落葉落枝・過密化)	効果的な維持管理の実施																																																
維持管理費の不足	公園区計画との連携による街路樹の適正化																																																
質的課題(アンケート結果)	街路樹を通した市民コミュニティ醸成																																																
市民参加意欲																																																	
41	42	(4-1-3) 施策1 公園区計画との連携による街路樹の適正化 ■現状 街路樹と公園はそれぞれ緑の効果を発揮しているものの、それぞれ個別の方針に基づき整備されたもので、住民目線で見ると一体的なものとはなっていないのが現状となっています。 ■施策の内容 ①公園区計画において、公園緑地が少ない公園区であれば街路樹で補う、街路樹が乏しい公園区では公園緑地のみどりで補うことで、公園区計画と連動した街路樹について検討を進めて行きます。	(旧版 45ページ) 基本方針 4 公園区計画との連携による街路樹の適正化 公園区を一つの区域として、公園区における街路樹の量、公園緑地のみどりの量に着目し、相互補完の関係性のもと整理をするという考え方で、公園緑地が少ない公園区であれば街路樹で補う、街路樹が乏しい公園区であれば公園緑地のみどりで補うことで適正化を図る。 ▶住民参加による低木管理や清掃作業（道路アドプト）を推進する。 ▶住民参加による街路樹植樹柵内の花修景（緑化団体等）を推進する。 ▶公園の緑と重複する箇所の街路樹を撤去し公園の見通しを確保する。（外景観：街路から見た公園の景観・内景観：公園内から見た街路景観）																																														

NO.	新ページ 番号	新	旧
42	42	(4-1-3) <u>施策2 街路空間の安全・安心の確保</u> ■<u>現状</u> <u>街路樹の生長による根上の発生等による歩道空間の安全性低下や、樹齢による樹木の衰退等による倒木や落枝の危険性が高くなってきています。</u> ■<u>施策の内容</u> ①<u>道路整備にかかる各種計画と整合を図りつつ、有効歩道幅員に基づく街路樹の整備基準を検討します。また、道路改良を行う場合は植樹柵の改良（規格形状、植栽基盤等）を行うなど、街路樹の長寿命化の視点を取り入れた再整備を推進します。</u> ②<u>歩道幅員が狭い箇所では、街路樹を限定的に択伐し歩道空間を確保します。本市においては山麓市街地と、南部市街地では緑の重要度が大きく異なり、緑の量が少ない南部市街地では街路樹が貴重なみどりを提供しているため、一律に歩道有効幅員を確保するのは不適切で、道路構造令の1.5車線の道路整備の考え方を歩道に適用し、部分改良により必要な個所で有効歩道幅員を確保するため、例えば図4-1に示したように、5本に1本の間隔で街路樹を択伐し、すれ違い待機部分（ゆずりあい）の確保に努めます。一方でみどり豊かな山麓市街地では対象路線内での全高木伐採も視野に入れることも考えられます。</u> ③<u>樹木の腐朽、老木化等により倒木の危険性が高まった場合は、植替（樹種転換）または伐採を行います。</u> ④<u>根上り等により歩道の平坦性が失われ、歩行の安全性が確保できない路線は、植替または伐採、ならびに歩道の改修に努めます。</u>	(旧版 42 ページ 基本方針 1 安全で安心な道路づくり 本市の街路樹は、歩道幅員が2.0m未満の狭小な歩道に街路樹が多く植えられており、すれ違いが困難であるほか、根上がりによる歩道空間の安全性が担保できていない現状がある。市民アンケート調査では、道路の安全性を求める声が多く寄せられており、対策が急務となっている。 ▶<u>道路整備にかかる各種計画と整合を図りつつ、有効歩道幅員に基づく街路樹のあり方を検討する。また、道路改良を行う場合は植樹柵の改良（規格形状、植栽基盤等）を行うなど、街路樹の長寿命化の視点を取り入れる。</u> ▶<u>歩道幅員が狭い箇所では、街路樹を限定的に択伐し歩道空間を確保する。この場合、山麓部と南部の平野部では都市景観形成の観点が重要な視点となり、みどり豊かな山麓部では対象路線内での全高木伐採も視野に入れる。緑の量が少ない平野部では街路樹が貴重なみどりを提供しているため、一律の考え方で歩道有効幅員を確保するのは不適切で、道路構造令の1.5車線の道路整備の考え方を歩道に適用し、部分改良により必要な個所で有効歩道幅員を確保するため、例えば5本に1本間隔で街路樹を択伐し、すれ違い待機部分（ゆずりあい）を確保に努める。</u> ▶<u>樹木の腐朽、老木化等により倒木の恐れがある場合は、伐採・植替えを行う。</u> ▶<u>根上りが顕著な路線は、伐採・植替えならびに歩道の改修に努める。</u>

NO.	新ページ 番号	新	旧
43	43	(4-1-3) 施策3 良好な都市環境の創出 ■現状 <u>街路樹は都市の魅力を高めるための重要な施設です。現状では街路樹が持つ本来の機能を十分発揮できていない路線があるため、良質な街路樹管理への取り組みが必要となっています。</u> ■施策の内容 <u>①街路樹を地域の貴重な財産として、アセットマネジメントの考え方に基づき、良好な街路空間の形成をはかります。</u> <u>②街路樹の持つ各種機能（表2-1参照）をさらに高めていきます。</u> <u>③みどりが少ない南部市街地では、街路樹が貴重なみどりであるため、伐採ではなく植替えを基本とした計画を行います。</u> <u>④宝塚市の街路樹景観の顔となる「シンボル路線」を設定し、重点的に再整備や維持管理を行います。</u>	(旧版 44ページ) 基本方針 2 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成 街路樹は街の景観形成や環境保全等に大きく貢献している。街路樹はみどりの景観を創出し、その緑陰は歩行者に快適な空間を提供する不可欠なものとなっており、上質な街路樹景観を形成していくことは都市の魅力向上に寄与するものである。 ▶街路樹を地域の貴重な財産として、アセットマネジメントの考え方に基づき、良好な街路空間の形成をはかる。 ▶みどりが少ない南部の平野部では、街路樹が貴重なみどりであるため、伐採ではなく植替えを念頭に計画を行う。 ▶宝塚市の街路樹景観の顔となる「シンボル路線」を設定し、重点的に再整備や維持管理を行う。
44	43	(4-1-3) 施策4 市民コミュニティ醸成 ■現状 <u>アンケート調査結果から、街路樹管理に対する市民協働意欲が低いことがわかりましたが、今後も良好な都市環境を維持・向上を図るためには市民の協力が不可欠であり、市民協働意識を高めていくことが必要です。</u> ■施策の内容 <u>▶住民参加による低木管理や清掃作業（道路アドプト）を推進します。</u> <u>▶住民参加（緑化団体等）による街路樹植樹樹内の花修景を推進します。</u> <u>▶市民花壇等で活動している団体の情報発信や支援を行い、活動団体の増加をはかります。</u> <u>▶市民花壇や街路樹管理における協働のルールを作り「みどり」を通した住民相互のコミュニティ醸成をはかります。</u>	(旧版 46ページ) 基本方針 5 街路樹を通した市民コミュニティ醸成 現在、本市で活動する市民や企業により構成される道路アドプトは14団体、市内の公園や街路で緑化活動を行っている緑化団体は119団体となっており、みどりの管理を地域が担ってもらうことで、地域コミュニティの醸成が図られ、緑化への愛着がうまれている。 しかし、こうした活動が高齢化による担い手不足が顕著となってきた。また、市民花壇や街路樹への市民参加は、道路管理課、公園河川課がそれぞれの要綱で運営しており、統一されたルールが示されていないことがボランティア活動参加への障壁となっていると考えられるため、協働のルール作りを行う必要がある。 ▶市民花壇等で活動している団体の情報発信や支援を行い、活動団体の増加を図る。 ▶市民花壇や街路植樹における協働のルールを作り「みどり」を通した住民相互のコミュニティ醸成を図る。

NO.	新ページ 番号	新	旧
45	43	(4-1-3) 施策5 効果的な維持管理の実施 ■現状 <u>現状では限られた予算の中で街路樹維持管理を行っていますが、植栽された樹木の生長に伴い管理費の執行が限界に近づいており、植栽数量の総量規制が必要となっています。</u> ■施策の内容 <u>①街路樹維持の包括管理（3～5年契約による中～長期計画）導入を進めます。</u> <u>②高木が植栽されている単独樹の低木については撤去を検討し総量規制をはかります。</u> <u>③低木の連続樹においても、周囲の状況を勘案し、必要性が低い場合は伐採を検討し総量規制をはかります。</u> <u>④みどりが多い山麓市街地は周囲の状況を勘案し、伐採等を検討し総量規制をはかります。</u>	(旧版 45ページ) 基本方針 3 効果的な維持管理の実施 街路樹の維持管理に関して、適切な管理を行うための予算が年々減少してきており、現在の維持管理を継続して行うことが困難になってきている。また、現在の発注体系では年度ごとに異なる業者が剪定作業を請け負っており、計画的な街路樹管理（街路樹を育てること、生長による樹形を予測した剪定など）が出来ていない状況にある。今後、市職員が減少していく中、より効果的な維持管理手法を導入していく必要がある。 ▶街路樹剪定作業の包括管理（3～5年契約による中～長期計画）導入を進める。 ▶街路樹の現況を検証し植栽管理数（高木・低木）の最適化をはかる。 ▶高木が植栽されている単独樹の低木については撤去を検討する。 ▶低木の連続樹においても、周囲の状況を勘案し、必要性が低い場合は伐採を検討する。 ▶みどりが多い山麓部については周囲の状況を勘案し、伐採等を検討する。